平成２４年（フ）第６８９号
神戸市兵庫区新開地１丁目３―18　プリオーレ神戸1007号、住民票上の住所神戸市兵庫区新開地６丁目３番22―1401号
債務者　土橋　仁志
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７００号
神戸市垂水区川原２丁目２番14―403号
債務者　前田　智香
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２９号
神戸市灘区篠原伯母野山町２丁目１番１―601号
債務者　尾花万里子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３２号
神戸市垂水区桃山台１丁目１番地　１―302号
債務者　尾村江利子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４０号
神戸市垂水区海岸通４番27―601号、従前の住所神戸市長田区片山町５丁目11番３―617号
債務者　田村　賢次（旧姓池尾）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４７号
神戸市垂水区西舞子７丁目16番３―102号
債務者　藤本美由紀
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８号
鳥取県米子市東福原５丁目１番31号Ｄ―25号
債務者　濱　　純一
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２１８号
福岡県久留米市荘島町17番地49
債務者　出利葉政臣
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１９号
福岡県久留米市荘島町17番地49
債務者　出利葉昌子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２３号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷38番地１　ヴィオラ・カーサＢ―101
債務者　五郎丸由美（旧姓寺野下）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０９号
大分市敷戸北町17番１―305号、従前の住所大分県別府市照波園町15番８号　若杖寮407号
債務者　内村　由香
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３０号
盛岡市東見前６地割80番地３　サンキャッスルＳ・Ｖ・102号
債務者　樋口由美子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５２号
山梨県富士吉田市緑ケ丘２丁目７番５号
債務者　堀内　伸一
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第９号
長崎県対馬市豊玉町貝鮒60番地、前住所長崎県対馬市美津島町大船越515番地
債務者　佐藤　志げ
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
鹿児島県志布志市志布志町帖3540番地３　重信アパート１号、前住所富山市山室185番地１　レジデンス蘭４－Ｆ
債務者　上田　耕司
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
富山市婦中町速星609番地、住民票上の住所富山市堀川町704番地４
債務者　友﨑貴代美こと　朴　貴代美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
富山県中新川郡立山町米沢１番地
債務者　黒畑　圭子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所民事部